

米国子会社の 会計・税務

KWC パートナーズ, LLP 会計事務所

濱淵 幸恵 (Yukie Hamabuchi)
KWC Partners, LLP 税務シニアマネージャー
オハイオ州、ニューヨーク州公認会計士。主に法人税務を担当。
Big 4の会計事務所で12年の勤務経験。

第 27 回 出張経費の精算

出張から戻って留守の間に溜まった仕事を前に、出張経費の精算、これは頭の痛くなる作業です。適当に済ませたい、と思われる方も多いと思います。しかし、税務調査が入り旅費や交際費に調査官の目が行くと、出張経費の精算に使われた資料が経理担当者、税務調査担当の会計事務所を経て税務調査官に提出されることになるため、内容はある程度詳細に、主に次の点を記録し、実費精算であればレシートを保管する必要があります。

1. いつ（費用を損金算入する年度を特定）
2. どこで（旅費ならかかった交通費が妥当かどうか。ホテル、レストランならば名前と場所）
3. 何の目的で（ビジネス上の具体的

- な目的があるかどうか）
4. 何人参加したか（一人当たりの費用が過度な金額になっていないか）

実費精算の際には実際にかかった費用をレシートと共に出張経費の書類に添付しますが、事務処理の煩雑さを避けたいと考える会社は Per Diem という社内規定で決められたレートで社員が出張経費の精算を行い、会社から Per Diem 相当額の払い戻しを受ける、という方法をとっています。この場合は、レシートなどの保管は必要ないものの、社内で決めた Per Diem が連邦政府の決めたレート (www.gsa.gov) を上回らないようにご留意下さい。

前述のサイトで Per Diem Rates を選び、出張先の ZIP コードを入れる

と、宿泊費用及び食費などの諸費の限度額が地域別に検索できます。例えばニュージャージーの町と川向こうのニューヨーク市とは宿泊費で大きく差があります（例：ニュージャージー 120 ドル、ニューヨークのミッドタウン 295 ドル）。さらに年間を通じて宿泊費が上がりそうな時期、例えばニューヨークでは年末 9 月から 12 月にかけては 295 ドル、1 月から 3 月は 204 ドルと若干調整が施されています。

米国外の出張先に関しては、次のサイトで国別に Per Diem が検索できます (http://aoprals.state.gov/content.asp?content_id=184&menu_id=78)。日本を選ぶと主要都市のレートが検索できるようになっており、物価の上昇も考慮して定期的にデータ更新を行っていると謳っている通り、1994 年まで遡って検索ができます。

この指標ともなる Per Diem のレートは、ビジネスに本当に必要な経費のみが税金計算上費用として損金算入できる、というルールに則り設定されています。連邦政府の規定する限度額を上回った Per Diem で社員に払い戻される場合は、超過分は社員個人の

W-2 に所得として記載され、関わる所得税は源泉徴収の対象となるため、Per Diem のレート設定は注意が必要です。

乗用車やバン、トラックなどをビジネスに使用した場合は、IRS 規定の標準マイレージレート（2011 年 7 月 1 日以降は 55.5 セント/マイル）を費用計上することが認められています。標準マイレージレートもガソリンの価格の変動を考慮して設定されていますので、社内の精算レートも同時に調整する必要があります。

以前担当した税務調査で、税務調査官が出張旅費の詳細を出して欲しい、という要請を出してきました。クライアントがクレジットカードの明細しか記録がない、ということが発覚し、使途が不明な出張費用はビジネスの費用ではない、ということで、旅費の大部分の費用が税務上否認されて追徴課税という結果となりました。

（注：本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。）